

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：中間市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	84.0%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	84.0%
全職員	66.1%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	97.9%
本庁課長相当職	98.0%
本庁課長補佐相当職	96.7%
本庁係長相当職	95.2%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	98.0%
31～35年	91.8%
26～30年	90.9%
21～25年	90.5%
16～20年	89.0%
11～15年	85.4%
6～10年	89.1%
1～5年	87.0%

【説明欄】

- 任期の定めのない常勤職員における男女の差異の主な要因
 - ・近年の女性の新規採用者数の増加により若年層に女性職員が多い
 - ・女性の管理職登用を積極的に推進しているが、未だ女性管理職の割合が低い
 - ・男性職員が扶養手当や住居手当を受給する機会が多い
 - ・給与水準の高い消防職において、女性職員が少ない（令和6年4月時点で1名のみ）
- 任期の定めのない常勤職員以外の職員における男女の差異の主な要因
 - ・資格や経験等を必要としない一般事務補助の会計年度任用職員に女性が多い
 - ・配偶者の扶養の範囲内で働くことができる短時間等の勤務条件を希望する女性が多い

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。